

第 2 章 各論

【御坊市】

第1項 重点施策の方向

1 基本方針

市では、誰もが、人格と個性を尊重し合い、相互に支えあいながら、自分らしい生活を選択、決定できる社会であるために、地域住民の理解や以下の基本方針に従い、住み慣れた地域で自立した生活ができ、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

- (1) 基本的人権が尊重されていること
- (2) 子どもから大人まで一貫して、親子ともに支援できる体制であること
- (3) 地域の中に働く場があること
- (4) 地域の中で自立した暮らしができること
- (5) 災害時における避難体制がとれていること
- (6) 生活を楽しむための活動があること
- (7) 総合的な取り組みのできる仕組みであること

2 重点施策

(1) 発達障害 早期支援から療育・教育へ

市では、母子保健法第12条に定められた乳幼児健診（1歳6か月と3歳6か月健診）のほか、4か月と10か月健診を行い、いずれも100%に近い受診率を維持しています。また、5歳児健診、5歳児健診後の面接相談・園訪問、発達相談事業を行っています。

就学する前年には、学校保健安全法第11条に定められた就学時の健康診断を実施し、障害や発達障害について把握することになっています。

市立保育園では、統合保育（障害の有無にかかわらず、障害のある子どもと障害のない子どもが共に生活し、時間と空間を共有し、互いに影響し合い、共に成長していく保育）を一層充実させるために、発達心理の専門家に現場で発達障害のある子どもと他の子どもたち、子どもたちと保育士の関係等について助言を受ける統合保育推進事業を行っています。

発達障害のある子どもの対応については、子育て支援、保育、教育のすべてにおいて「継続された支援」の重要性が指摘されています。そのために療育施設、保育園、幼稚園、小・中学校、特別支援学校、行政等の関係者で発達支援研修会を開催し、共通認識を持てるように努めています。

発達障害に対応した取り組みを推進していく上での課題として、常勤の発達相談員確保の問題があります。常勤の発達相談員やコーディネーターを確保し、相談機能の充実強化を図るとともに、発達支援室（仮称）のような拠点となる相談体制の構築が必要です。

(2) 災害時に備えた避難行動要支援者対策

市では、市災害時要援護者登録制度の活用に積極的に取り組み、広報による登録制度の啓発以外に、あらかじめ要配慮者の名簿を作成し、これをもとに各地区の民生委員・児童委員の協力を得ながら避難行動要支援者の名簿作成を進めています。また、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対して、避難行動要支援者のうち同意をいただけた方の情報の提供や共有を行い、普段からの見守り活動に活用しています。

地域では、災害時に備え、住民相互の助け合い、避難支援等の体制を構築するために平常時から地域づくりを進めておくことが重要です。

避難行動要支援者にかかる個別計画の作成、要配慮者のニーズに合わせた人材、福祉避難所の確保が課題となっており、災害弱者となる可能性の高い障害のある人の災害時対策を図っていかねばなりません。

(3) レスパイトサービスについての課題

障害のある人のいる家庭に対し、家族の入院や冠婚葬祭等、緊急な事態が発生したときに対応できるサービスとして、短期入所(ショートステイ)、日中一時支援事業等がありますが、短期入所に対応できる事業所が市内に1か所しかなく、圏域内においてもベッド数が少なく利用しづらい状況となっています。

利用者からは、緊急時に「いつでも」「すぐに」といった要望があり、一人ひとり違った障害特性に対応できる人との関係作りや受け入れ体制が重要となっています。また、緊急時だけでなく、家族の自由な時間を確保すること、ストレス解消や介護負担の軽減を図る上でも必要なサービスであり、臨機応変に対応できる受け入れ先の確保が求められています。

(4) 余暇活動等の場の確保

障害のある人の中には、自家用車や電車に乗って遠方に出かけることが困難な方もいます。また、学校、施設、職場以外では、自由に時間を過ごせる場所が少ない状況です。そのため、重度障害のある人の外出支援として、移動支援事業等を実施しており、障害のある人の自立と社会参加につなげています。

趣味やスポーツを通じた障害のある人同士のネットワークは、生活上の問題を解決したり、就労につながることもあることから、障害のある人同士が交流できる場づくりを関係機関と連携しながら進めていくことが求められます。

(5) バリアフリーの推進

誰もが地域で安心して生活を営めるように、ノーマライゼーションの理念と人権について、地域住民の理解を一層促すとともに、あらゆる課題の解消に向けた取り組みが求められています。

ハード面では、線状・点状ブロック、音声案内付き横断歩道、車道との高低差を小さくした歩道、障害者等用駐車区画・トイレ等が多く設置されるようになりましたが、障害者等用駐車区画の左右にゼブラゾーンを設ける、障害者用トイレをオストメイト対応にする等、誰も

が使いやすいユニバーサルデザインへと進化させることを目指さなければなりません。

ソフト面では、障害のある人が利用しにくい、又は利用できない制度等の点検と改善が必要です。障害のある人にとっての制度バリアを行政担当者がなかなか実感できないことから、障害のある人、行政担当者、市民が率直に意見交換することが重要です。

また、こころのバリアフリーとして、一人でも多くの方々に、さまざまな障害特性を知ることやそれに気づくことができるよう、障害についての理解を深めるための取り組みを継続的に実施する必要があります。

第2項 分野別施策の基本的方向

1 障害等についての理解促進

（現状と課題）

誰もが地域で安心して生活を営めるように、市民一人ひとりが障害や障害のある人に対して、理解を深めることが不可欠です。特に外見からは理解されづらい障害等への理解促進に取り組んでいく必要があります。

（具体的施策）

（1）啓発・広報活動の推進

市ホームページ、広報紙へ障害者施策に関する情報等を積極的に掲載し、制度に関するパンフレットを配布する等、啓発・広報活動の充実を図ります。障害者週間（12月3日～9日）に合わせて、街頭啓発を行い、障害に対する理解を深めます。

（2）外見から理解されづらい障害等への理解促進

内部障害等、外見から障害のあることが分かりづらい人が、援助や配慮を必要としていることを周囲に伝える「ヘルプマーク」の交付を推進するとともに、制度の周知に取り組みます。

2 障害のある子どもに関する支援の推進

（現状と課題）

障害のある人が自分の能力を活かし、それぞれのライフステージで充実した生活を送るためには、早期療育・教育の支援が必要です。市では、乳幼児期から学校卒業まで一貫した計画的な教育を受けられる体制を整備しています。教育だけでなく、文化芸術活動やスポーツの振興等の総合的な支援体制づくりを進めていく必要があります。

（具体的施策）

(1) 特別支援教育の充実

(ア) 就学相談・就学指導委員会の充実

個々の状況に応じた教育機会が選択できるように、就学・学校生活に関する相談体制の確保、就学指導委員会の適切な運営に向けて、教育委員会を中心に各方面と連携して取り組みます。

(イ) 特別支援教育コーディネーターの確保

特別支援教育コーディネーターを中心に、児童・生徒一人ひとりの能力や個性に応じた特別支援教育を推進します。また、特別支援学校と各学校の特別支援学級担当教員の研修等の機会を確保して、教育活動に生かしていけるよう支援します。

(2) 就学前保育・教育の充実

障害や発達の遅れで支援が必要な子どものため、保育士や介助員の配置等、受け入れ体制の確保を図ります。子どもの成長過程をとらえ、医師をはじめとする療育施設医療関係者、保育園、幼稚園、小・中学校、特別支援学校、市担当課等のさらなる連携強化に努めます。

(3) 障害のある子ども支援の充実

発達支援検討会（母子保健・福祉・医療・教育関係者）を設置し、関係機関との連携した支援体制が整っており、ライフステージごとの関係機関や関係者の支援が途切れないように、発達支援ノート「すこやかファイル」の積極的な活用を推進していきます。また、発達支援室（仮称）を拠点として、子どもの進学や就労に向けて、円滑な移行ができるように努めます。

(4) 医療的ケア児への支援体制

医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが必要な障害のある子ども（医療的ケア児）の支援体制が必要です。事例検討や情報交換を行いながら、医療、保健、保育、教育、障害福祉の各分野が連携して包括的な支援体制の整備に努めます。

3 雇用・就労・経済的自立の推進

（現状と課題）

市内にある紀中障害者就業・生活支援センター「わーくねっと」では、障害のある人の職業的自立を実現するために、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関と連携しながら、就業面及び生活面における一体的な支援を行っています。

福祉的就労については、就労継続支援B型事業所等の利用希望者が増加しておりますが、圏域内の事業所の多くが定員に空きがない状況となっており、受け入れできる体制の整備が課題となっています。

（具体的施策）

（１）一般就労の促進

（ア）障害者雇用率制度を柱とした施策の推進

障害者雇用率制度や企業の社会貢献により、企業における障害者雇用は増加傾向にあります。公的機関での重度障害のある人の雇用や、より広い職域での雇用の開拓も推進します。また、作業所や訓練施設等から一般就労への移行を推進するため、施設外訓練の活用や関係機関と連携したジョブコーチ（職場適応援助者）の利用を推進します。

（イ）障害のある人の能力・特性に応じた職域の拡大と雇用への移行促進

短時間雇用や在宅就労等、障害のある人にとっての働きやすい多様な雇用形態のための支援、環境整備に取り組みます。障害者トライアル雇用制度の活用にあわせて短期間の職場適応訓練等を活用しながら、事業主に障害者雇用への理解を深め、常用雇用への移行を進めます。

（ウ）雇用の場における障害のある人の人権擁護

企業等において雇用差別等、障害を理由とした人権の侵害を受けることのないよう、適切な措置を講じます。わーくねっとでは、就業している障害のある人の相談等に応じ、自立支援協議会や関係機関と連携して、障害のある人が働き続けられるように職場環境の向上等に努めます。

（２）福祉的就労の促進

（ア）福祉的就労の場の拡充

福祉的就労の場と機会の拡大について、関係機関と連携して取り組んでいきます。

さらに福祉的就労の場の設置や拡大を検討している個人や法人に対して、相談・助言や遊休施設の貸与等、可能な支援に努めていきます。

また、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づき、業務の発注や授産品の活用を積極的に促進します。

（イ）就労訓練関連事業の促進

障害福祉サービスの就労移行支援、就労継続支援事業の利用を促進するとともに、就労支援施設等の拡充を働きかけます。また、市単独事業「就労支援施設等利用者負担金助成事業」を継続して実施し、就労支援施設等を利用する障害のある人の利用者負担金を助成することで、継続した就労を支援します。

4 安心して暮らせる地域づくりの推進

（現状と課題）

障害があっても本人の希望する暮らし方が実現できるように、障害のある人が地域で自立した生活をしていく上で直面する様々な問題の解決を促し、必要な障害福祉サービスを適切に利用できるように相談支援体制の充実を図ることが求められます。

自立支援協議会では、関係機関との連携強化に努めており、障害を理由とする差別の解消や権利擁護事業についても推進しています。

（具体的施策）

（１）相談体制の充実と支援ネットワークの充実

（ア）相談体制の充実

御坊・日高障害者総合相談センターが設置したことにより、障害のある人の相談に応じ、必要な情報提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、関係機関との調整、地域における生活を支援する体制が整いました。今後、利用者の増加や、相談内容も身近な相談から専門性の高い相談まで多様になることが見込まれることから、さらなる体制強化に努めます。

（イ）自立支援協議会を中心にした支援ネットワークの充実

自立支援協議会を設置し、構成市町の担当者、相談支援事業所、関係機関が参加して、情報の共有、困難ケースの検討等を行っています。自立支援協議会を中心に支援ネットワークが拡充され、支援が必要な場合に迅速な対応がとれるように取り組みます。

また、障害のある人が将来、高齢となった場合に備えて、定期的に市地域包括支援センターとの連絡調整会議を開催しており、障害のある人が高齢になった場合でも、安心して生活できるよう、関係機関と連携しながら支援に取り組みます。

（２）成年後見制度の利用促進と虐待防止の取り組み

（ア）成年後見制度の利用促進

認知症、知的障害その他の精神上的の障害等の要因により、財産の管理、日常生活等に支障がある人を社会全体で支え合うため、成年後見制度利用促進基本計画に基づき、権利擁護支援に関する相談窓口を整備します。

（イ）虐待防止への取り組み

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律が成立し、障害のある人への虐待防止と虐待対応の体制づくりが課題となっています。このため、地域での見守りや協力体制を確保するため、啓発活動や関係機関とのネットワークの構築を図ります。

（３）緊急時の受け入れ体制

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、介護者の急病や障害のある人の状態変化等の緊急時の受け入れ支援として、居室の提供と宿泊を伴う支援体制の整備を行います。

５ 保健・医療の充実

（現状と課題）

生活習慣病等の原因となる病気を予防すること、病気を早期に発見して早期治療やリハビリテ

ーションにつなげることで、障害のある人自身の健康づくりを支援することが地域保健に求められており、地域保健の充実を図るとともに、母子保健事業の充実にも努めます。市周辺には、子どものリハビリテーション施設がないため、障害のある子どものリハビリテーションや発達相談等については、専門療育機関との体制を強化する必要があります。

(具体的施策)

(1) 保健サービスの充実

(ア) 妊産婦・乳幼児健診等母子保健事業の推進

子育て世代包括支援センターを拠点とする妊産婦健診、乳幼児健康診査、5歳児健診、のびのび相談等の母子保健事業を実施し、これらの機会を活用することで、障害の早期支援に努めます。

(イ) 特定健診、がん検診事業の推進

生活習慣病の重症化予防や、がんを早期発見することで障害の原因となる病気を予防することに努めます。

(ウ) こころの健康づくりの推進

市自殺対策計画に基づき、自殺防止対策として、うつ病の予防等の啓発や講演会を開催します。

また、ひきこもりの状態にある方とその家族を支えるため、「ひきこもりサポート事業」として、精神科医等による専門相談を受けることができ、引き続き相談支援体制の充実に努めます。

(エ) 地域の健康づくり活動の推進

学校、職域、地域におけるこころの健康相談等の提供機会の充実を図ります。また、健康推進員や食生活改善推進員等が地域の健康づくり活動を支援していきます。

(2) 地域医療・医学的リハビリテーションの充実

(ア) 医療・リハビリテーションの充実

子どもから大人まで、障害に対する医療、医学的リハビリテーションの相談・支援体制の充実に努めます。

(イ) 医療費助成制度の周知

自立支援医療、重度心身障害者等医療費助成制度等の周知に努めるとともに、医療費に係る自己負担額の軽減に努めます。

(3) 障害のある人の地域移行・地域定着の促進

精神科病院に入院している障害のある人が退院を希望する場合、円滑な地域生活へ移行するため、関係機関と連携しながら、地域相談支援サービス（地域移行や地域定着）の活用を推進します。自立支援協議会の精神障害者地域支援部会において、対象者の退院後の生活支援策を検討します。

6 住みやすい生活環境づくりの推進

(現状と課題)

バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した公共空間の整備を進めています。今後も市民の声を反映しながら、障害のある人が安心して外出し、活動しやすいまちづくりの推進に努めます。

(具体的施策)

(1) 民間住宅及び公営住宅のバリアフリー化の推進

障害のある人等が、民間住宅及び公営住宅の改修を希望する場合、障害福祉施策、又は介護保険制度による住宅改修サービスの支援を行い、バリアフリー化を推進します。

(2) やさしい公共空間の整備

(ア) 安全な道路環境の整備

やさしい公共空間の整備を図るため、交通量の多い道路における安全な歩行空間の確保、路面の凸凹の改修や側溝の改修による有効幅員の確保等、安全な道路環境に関する整備を進めていきます。

(イ) こころのユニバーサルデザイン、こころのバリアフリー

「すべての人にとって、生活しやすいまちづくりやものづくりを推進する。」というユニバーサルデザインの思想には「こころのやさしさや思いやり」があります。また、「障害のある人、高齢者等が安全に円滑に利用できるだれもが住みよい福祉のまちづくり」を行うバリアフリーにも「こころのやさしさや思いやり」があります。この共通する「こころのやさしさや思いやり」の精神は、ハード事業だけで足りない部分を補うことになるため、ユニバーサルデザインやバリアフリーの考え方の普及に努めます。

(3) 学習活動・スポーツ活動等の振興

障害のある人自身が行う多様なスポーツ、文化芸術に親しみやすい環境を整備し、また、既存施設の活用に関する支援を行います。文化芸術活動の公演・展示等においては、字幕や音声ガイドによる案内サービスを行う等、情報保障に関する工夫と配慮、会場までの外出支援等もあわせて検討し、参加を促進します。

7 情報・コミュニケーションに係る支援の促進

(現状と課題)

情報は、自己選択を支える最も基本的なツールであり、障害により必要な情報が得られにくい場合がないようにしていくことが重要です。障害のある人が円滑に情報を入手できるよう、障害特性に応じた情報提供や意思疎通支援を図る必要があります。

(具体的施策)

(１) 情報提供の充実

(ア) 福祉関係情報等の提供の促進

見やすさをはじめ、障害特性に配慮して、福祉関係情報を収集し、分かりやすく、市ホームページ、広報紙を有効に活用して障害に関する情報の提供に努めます。視覚障害のある人に対しては、市広報紙の内容を「声の広報」として、音声によるホームページ公開、対象者に音声収録ＣＤを配布します。

(イ) 公共サービス等における情報保障の推進

視覚障害のある人、手話を必要とする人等が会議、研修、行事等への参加を可能とするため、その場に手話通訳者や要約筆記者等の配置、点字資料の配布等、情報提供に努めます。

(２) コミュニケーション手段の拡充

ＩＣＴの活用により障害のある人の個々の能力を引き出し、自立・社会参加を支援するとともに、障害による格差が生じないようにするための施策を積極的に推進します。

(３) 手話の理解及び普及

手話を必要とする人は、生まれつき、又は幼少期の頃に「音」を感じることができなかったため、発語ができなくなり、コミュニケーション方法として手話を使っています。市手話言語条例に基づき、手話や手話を必要とする人に対する理解を深めるための普及等の施策を推進し、手話を使いやすい環境づくりを目指します。

また、継続的に手話奉仕員養成講座を実施することで、手話の理解および普及啓発を図ると共に手話奉仕員の養成に努めます。

８ 防災対策の推進

(現状と課題)

災害時には、自助＝自らを守る、共助＝地域で助け合う、公助＝行政による救助支援、の三位一体となった活動が必要です。しかしながら、地震等の大規模災害はいつ発生するかわからず、また、通信や交通の途絶等悪条件が重なり、被災現場の初期活動では公助より自助、共助が中心となるのが最近の災害時でも証明されています。

障害のある人の防災意識の啓発を行うとともに、障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、災害等の緊急時に備えて、地域ぐるみで安心・安全のネットワークづくりを推進していく必要があります。

(具体的施策)

(１) 防災対策の推進

(ア) 避難行動要支援者対策の推進

個人情報保護の視点から慎重な対応を図りながら、避難行動要支援者の名簿作成や更新作業を行っていきます。また、避難行動要支援者に係る個別計画の作成も推進していきます。

(イ) 避難所施設等の確保

自力避難が困難な避難行動要支援者に対しては、住民相互の助け合いを促し、避難支援等の体制を構築することが重要です。要配慮者のニーズに合わせた人材・福祉避難所の確保について検討します。

(ウ) N E T 1 1 9 の推進

市消防本部では、自宅や外出先等で、聴覚や音声言語そしゃく機能の障害により 1 1 9 番通報が困難な方が、スマートフォン等の携帯電話を使用した音声を使用しない緊急通報サービス（N E T 1 1 9）を実施しています。今後も引き続き、市消防本部と福祉部署が連携し、対象者にサービスを案内する等、利用を推進します。

(エ) 災害時に備えたストーマ装具の備蓄保管

災害時にストーマ装具の不足による不安解消を図るため、あらかじめ、希望者が使用するストーマ装具を市が指定する備蓄場所に保管するサービスを実施しています。今後も引き続き、対象者にサービスを勧奨する等、実施します。

9 行政サービス等における配慮

(現状と課題)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行されたことに伴い、市でも「障害を理由とする差別の解消の推進に関する市職員対応要領」を策定しました。障害のある人が、それぞれの障害特性に応じた適切な配慮を受けることができるよう、市職員の障害のある人への理解の促進や合理的配慮を行います。

(具体的施策)

(1) 行政機関等における配慮及び障害のある人への理解の促進

「障害を理由とする差別の解消の促進に関する市職員対応要領」に基づき、職員一人ひとりが適切に対応できるよう職員の資質向上に努めます。

(2) 選挙等における配慮等

点字による投票や投票所に車いすを配置する等、投票所における投票環境の向上に努めます。指定病院等における不在者投票、郵送による不在者投票の啓発を行い、障害のある人の投票機会の確保に努めます。

【美浜町】

第1項 重点施策の方向

1 基本理念

美浜町では、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念に基づき、人格と個性を尊重して地域の中で互いに支え合いながら生活し、障害のある人も地域の一員として活動できる「共生社会」の実現を目指します。

また、ユニバーサルデザインの考え方を施策推進の基本とし、一人ひとりがその人権を尊重され、差別されることなく、地域の中で自立して暮らせるまちづくりを推進します。

2 重点施策の方向

(1) 地域で自立した安心できる生活の推進

障害のある人が住み慣れた地域で自立して安全に安心した生活を送るためには、身近な場所で福祉サービスなどに関する相談ができることが重要であり、また、保健、医療、教育等の各分野にわたる相談に応じるため、相談支援体制の充実、強化に努めます。

(2) いきいきとした地域活動の推進

障害のある人が「自己選択」と「自己決定」に基づいて自分らしい生き方を選べる社会の実現を目指し、障害のある人が外出できる支援環境を整えることで行動範囲を広げ、趣味やスポーツ等の余暇活動の充実により生活の質（QOL）の向上を図ります。

(3) 地域共生のまちづくりを推進

障害の有無に関わらず、すべての人と共に生きる地域共生社会を実現するため、ユニバーサルデザインによる環境の整備と、障害の原因となる疾病等や障害のある人に対する理解を深めるまちづくりを推進します。

第2項 分野別施策の基本的方向

1 障害等についての理解促進

(現状と課題)

障害のある人と障害のない人が、お互いに、障害の有無にとらわれることなく、支え合いながら社会で共に暮らせる共生社会を目指し、町広報誌等の啓発により障害や障害のある人に対する理解の促進を図ってきたところです。障害については、外見からは理解されづらい精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病、心臓や腎臓等に障害を有する内部障害等があり、援助

や配慮を必要としていることを周りに伝えるためのツールとして「ヘルプマーク」が考案され、普及、活用されることで援助や配慮を必要とする障害のある人の安心に繋がります。

まだまだ認知度が低い状況であるため、継続的により一層の普及、啓発の推進に取り組む必要があります。

(具体的施策)

障害のある人に対する理解の促進

- (ア) 障害や障害のある人への理解を深めるため、「障害者週間」「人権を考える強調月間」にあわせ、啓発活動やイベントを実施します。
- (イ) 内部障害等、外見から障害のあることが分かりづらい人が、援助や配慮を必要としていることを周囲に伝える「ヘルプマーク」の交付を推進するとともに、制度の周知に取り組みます。
- (ウ) 認知症の正しい知識を普及するため、認知症サポーターの養成に取り組み、認知症の人や家族を地域で見守るための体制整備をします。

2 障害のある子供に関する支援の推進

(現状と課題)

学校教育においては、障害の有無に関わらず、誰もがお互いの個性を尊重し合いながら共に学び、支え合う教育環境を整えることが重要です。医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童（医療的ケア児）が全国的に増加しています。そのため、特別な支援を要する児童・生徒一人ひとりの教育ニーズに対応した細やかな支援が必要となり、医療、保健、保育、教育、障害福祉が連携し、支援体制の整備を行う必要があります。

(具体的施策)

(1) 教育環境の整備

- (ア) ひまわりこども園の「子育てつどいのへや」や子育て世代包括支援センター等による就学前保育や発達相談等の相談支援を推進します。
- (イ) 一人ひとりの障害の状態やニーズに応じた保育、教育環境を提供できるよう人員の適切な配置ならびに多様な学びの場が提供できる保育や教育、バリアフリー環境の充実に努めます。
- (ウ) 障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が可能な限り共に学び、交流することにより、人格と個性を尊重し合い、障害に対する理解を促進します。
- (エ) 特別な支援（日常生活を送るために必要な医療を含む）を必要とする児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう学校施設の設備内容を検討し、ユニバーサルデザインに基づき必要な改修を推進します。

3 雇用・就労・経済的自立の推進

(現状と課題)

障害のある人の雇用を促進するためには、ハローワークや就労支援事業所等と連携し、企業に対し障害と障害のある人に対する理解の周知、啓発を図ることが必要です。障害のある人の就労については、就職後のフォロー体制が不十分なことから、安定的長期雇用に至らないケースもあり、一般就労の定着支援が課題となっています。また、就労支援事業所における工賃水準の向上、一人ひとりの状況に応じた就労の場の確保も必要です。

(具体的施策)

(1) 総合的な就労支援

- (ア) ハローワークや紀中障害者就業・生活支援センター「わーくねっと」をはじめとする地域の関係機関との連携、職場適応援助者（ジョブコーチ）の機能強化および就労定着支援の支給により、企業等が雇用しやすい環境、障害のある人が働きやすい環境を整備することで、障害のある人の職場定着を支援する取り組みを促進します。
- (イ) 就労支援事業所等の工賃底上げを推進するため、就労支援事業所等の提供する物品、サービスの購入（調達）について、障害者優先調達推進法に基づく調達方針について毎年検討を行います。
- (ウ) 自立支援協議会の就労部会において、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所の利用状況や現状を各関係機関と話し合い、圏域の課題や方向性を確認し、必要な対策等の対応に努めます。

(2) 経済的自立

- (ア) 障害年金、特別児童扶養手当、特別障害者手当、心身障害者扶養共済制度、各種税制上の優遇措置等の周知、受給申請手続き等のサポートを行うことで障害のある人の安定した生活の基盤をつくり、経済的自立を促進します。
- (イ) 重度心身障害児者医療費助成制度、自立支援医療制度等により医療費の負担軽減を図ることで、経済的自立を促進します。

4 安心して暮らせる地域づくりの推進

(現状と課題)

障害のある人が住み慣れた地域で自分らしい生活を安心して送るためには、地域社会全体で支えていくことが大切です。そのためには、障害のある人が地域生活を送るにあたってのさまざまな課題に共に取り組み自らの意思で解決できる手助けとなるような相談支援体制充実をはじめ、障害のある人への正しい理解、日中活動の場や生活の場の整備が必要不可欠で

す。

また、障害のある人の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据え、常時の緊急受け入れ体制等を確保した上で、介護者の急病や障害のある人の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等を行う機能の整備が必要となっています。

(具体的施策)

(1) 相談体制の整備

(ア) 自立支援協議会を核として、福祉、保健、医療、教育、その他各分野の関係機関の連携を強化し、地域の課題および対策を協議し、必要な対策を講じるよう努めます。

(イ) 障害のある人やその家族からの多様な相談に応じられるよう、庁内各課、民生委員・児童委員、障害者相談員等と連携を図るとともに、御坊・日高障害者総合相談センターとの連携を強め相談支援体制の強化を推進します。

(2) 緊急時の受け入れ体制の整備

地域で生活する障害のある人の介護者または保護者の急病等による緊急保護が必要な場合に、福祉サービスを利用できない状況にある人につき、緊急一時的な受け入れのための居室の提供と宿泊に伴う支援を行える体制の整備を行います。

(3) 権利擁護支援体制の整備

知的障害、精神障害等により判断能力に不安があり金銭管理が必要な人や、身元保証人が存在しないために生活等に困難を抱えている人が必要な支援を受けられるよう成年後見制度利用促進基本計画に基づき美浜町権利擁護支援体制整備事業実施要綱を定め、相談窓口の整備や成年後見制度に関する広報等、利用促進に努めます。また、専門的な知識を要する消費者トラブルや虐待等の事案についても、専門職を含めた地域連携ネットワークによる体制整備を行い対応します。

5 保健・医療の充実

(現状と課題)

障害やその原因となる疾病の発症予防、早期発見、早期治療は非常に重要です。先天的な原因による障害や母子感染等の予防を図るため、妊娠期における生活習慣病の相談や訪問指導を継続して実施しています。また、出生後の乳幼児期、学童期、青年期においては、令和元年8月より子ども医療費の対象年齢を中学校卒業から18歳まで引き上げ、医療機関を受診しやすい環境整備を行いました。同年12月には子育て世代包括支援センターも開設し、相談体制の強化を図っています。後天的な障害の発生予防については、中高年を対象に健康診査を実施し、障害の要因となる生活習慣病のリスクを有する人を早期に把握し、健康相談、保健指導等により生活習慣の改善を促し、発生予防に努めています。

(具体的施策)

(1) 総合的な医療施策の推進

- (ア) 妊婦、乳幼児健診の受診率の向上を図り、障害の原因となる疾病の発症予防、早期発見に努め、保健師や医療機関等が連携を図りつつ保健指導や育児相談を行うことで、先天的な障害の予防、軽減に努めます。
- (イ) 出生から18歳までの医療費を助成することで、保護者の経済的負担を軽減し、早期に子供と医療を結びつけることにより、障害の早期発見、早期治療による重症化予防を推進します。
- (ウ) 各種健康診査や健康教室、健康相談等の保健事業を通じて、生活習慣の改善を促進し、健康づくりの普及等を行うことで後天的な障害の発症予防、早期治療による重症化予防に努めます。

(2) 精神保健福祉の充実

- (ア) 御坊保健所と連携し、「こころの健康相談」を活用することで、精神障害の早期発見、早期治療の訪問支援体制の確立、正しい知識の普及による住民の理解とさらなる精神保健福祉施策の充実を図ります。
- (イ) 精神科入院中の精神障害のある人に対し、早期の退院や社会復帰を実現するため地域移行支援、地域定着支援の利用を促進し、地域で暮らしていくための支援を行います。

6 住みやすい生活環境づくりの推進

(現状と課題)

障害のある人の自立と社会参加を促進するためには、障害のある人の安全に配慮した生活環境づくりが大切です。バリアフリー化された商業施設や公共施設は増えてきているものの完全ではありません。障害のある人をはじめ、すべての人が社会の一員として住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう歩道、建物、交通機関等のユニバーサルデザイン化を推進するとともに、安心かつ安全に生活できるまちづくりを推進する必要があります。

また、文化芸術活動、スポーツ等への参加は、障害のある人の日常生活を豊かにするとともに、自己表現の場、障害のある人と障害のない人との交流が図られ理解を深め合うことも期待されます。

そのため、今後も社会参加の機会の確保ならびに参加を促す啓発等を継続して行う必要があります。

(具体的施策)

(1) 生活環境の整備

- (ア) 公共施設のユニバーサルデザイン化を進めることで、誰もが安心、安全に暮らせるまち

づくりを推進します。

- (イ) 日常生活用具給付事業により、段差の解消や手すりの設置等の住宅改修に係る費用の助成を行うことで、日常生活の安全性の確保や利便性の向上を図り、障害のある人一人ひとりに適した住環境の改善を推進します。

(2) 文化芸術活動、スポーツの振興

- (ア) 障害の有無に関わらず人とつながれる機会や障害のある人の目標、意欲向上、社会参加活動の推進のためにも、「日高地方障害児者のつながりを広める文化祭」等の文化芸術活動の振興を図り、参加の機会の確保ならびに参加の促進に努めます。
- (イ) 県や障害者団体等が主催する障害者スポーツ大会やグラウンドゴルフ大会等、各種大会を積極的に広報することで、障害のある人がスポーツを楽しむ機会の提供に努めます。

7 情報・コミュニケーションに係る支援の促進

(現状と課題)

情報の収集やコミュニケーションは人との関わりを保つ上で、また、社会生活を送る上で非常に重要です。視覚障害のある人や聴覚障害のある人、知的障害のある人など、情報伝達やコミュニケーションに障害のある人たちにとって提供されている情報は、それぞれの障害に対応しているものは少なく、また、提供される場合にも時間差が生じがちで、必ずしも必要な情報が即時に入手できる状況であるとは言えません。今後、情報の質、量、伝達スピードの各面において十分な対応を図る必要があります。

(具体的施策)

(1) 情報アクセシビリティ

障害の有無に関わらず町行政等の必要な情報を取得できるよう、文字サイズの調整や音声読み上げ機能を導入した町ホームページや防災行政無線、個別受信機、防災行政情報メールの配信、広報誌等、情報提供手段の充実に努めます。

(2) 意思疎通支援の充実

意思疎通を図ることに障害のある人に対して、手話通訳者等の派遣事業の実施や、情報・意思疎通支援用具の給付事業を実施することにより、コミュニケーション手段の確保を行います。

(3) 手話の普及

ろう者や手話に関する理解を深められるよう、広報誌等を活用し手話についての啓発を推進するとともに、手話奉仕員養成講座を実施し、手話の理解および普及ならびに手話奉仕員の養成に努めます。

8 防災対策の推進

(現状と課題)

近年、地球温暖化による大雨や台風等の風水害が多発しています。また、今後30年以内の発生確率が70%から80%と言われる南海トラフを震源とする地震、津波災害への対策が求められています。自然災害等の発災時において、まずは自助、共助が極めて重要になることから、災害に対しての日頃からの備えと意識の啓発を図るとともに、毎年町一斉の津波避難訓練を継続的に実施し、避難場所や経路等の確認を行っています。その他にも、住宅の耐震化、古家の解体、ブロック塀の撤去、改善の補助や避難行動要支援者台帳の受付、更新等も行っています。

(具体的施策)

災害対策支援

- (ア) 災害発生時、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人について、避難行動要支援者台帳への登録、内容の更新等を勧め、予め地区別に避難行動要支援者台帳等の作成を推進し、地域の自主防災組織、地区会、消防団等の連携による支援体制の強化に努めます。
- (イ) 避難行動要支援者に対する福祉避難所を確保し、災害発生時に安全な避難環境の確保および避難住民の健康維持に努めます。
- (ウ) 災害発生時や気象警報発令時における気象情報等について、防災行政無線や防災行政情報メール等さまざまな方法により必要な情報の提供に努めます。

9 行政サービス等における配慮

(現状と課題)

平成29年10月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する美浜町職員対応要領を作成し、これに基づき事務または事業実施にあたっては、障害のある人が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を受けることができるよう、窓口等の体制整備を推進しています。

(具体的施策)

(1) 行政機関等における配慮および障害のある人の理解の促進等

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する美浜町職員対応要領」に基づき、障害のある人からの相談、申請の手続き等に対し、障害特性に応じて話が的確に伝わるよう「明確に」「ゆっくり」「丁寧に」分かりやすい方法で説明する等、適切に対応できるよう職員の資質の向上に努めます。

(2) 選挙等における配慮等

- (ア) 投票所に車椅子を配備、移動に困難を抱える人に配慮した投票所のバリアフリー化、障害のある人の利用に配慮した施設等、投票所における投票環境の向上に努めるとともに、判断能力に障害のある人が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、代理投票の適切な実施の取り組みを推進します。
- (イ) 指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な人の投票機会の確保に努めます。